

船舶事故調査報告書

平成25年7月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年5月24日（木） 09時00分ごろ以降の錨泊時刻～16時50分ごろの間）
発生場所	広島県尾道系崎港尾道水道東口付近 広島県尾道市所在の尾道系崎港尾道水道東第6号灯浮標から真方位104°450m付近 （概位 北緯34°24.5′ 東経133°14.3′）
事故調査の経過	平成24年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 富士丸、5トン未満 270-3818広島、個人所有 4.99m (Lr) × 1.45m × 0.59m、FRP ガソリン機関、7.3kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成24年4月27日 （平成29年5月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成24年5月24日09時00分ごろ、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で自宅近くの係留場所を出発した。 尾道水道東口付近を帰航中の僚船は、16時50分ごろ、尾道系崎港尾道水道東第6号灯浮標（以下「第6号灯浮標」という。）から真方位104°450m付近において、無人で錨泊している本船を発見し、海上保安部に通報した。 船長は、5月29日19時00分ごろ、本船が発見された場所から西方約1,530mの第6号灯浮標から真方位269°1,070m付近において、発見された。

	船長の死因は、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、月に2～3度くらい釣りに出掛け、朝出港して夕方帰港していた。 本船は、発見されたとき、船外機がチルトダウンされて停止しており、生け簀には多数の魚が入っていた。 本船には救命胴衣が3着装備されていたが、無人で発見されたとき、3着共に船内で発見された。 船長は、発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長は、溺死した。 本船は、09時00分ごろ係留場所を出発し、第6号灯浮標付近で錨泊後、16時50分ごろ無人で錨泊しているところを発見されたことから、09時00分ごろ以降の錨泊時刻～16時50分ごろの間において、錨泊中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が第6号灯浮標付近において錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣を着用すること。